

昭和17年 8月27日

周防灘台風

－ 公文書にみるその被害と復興 －

周防灘台風とは、昭和17年（1942）8月27日から28日にかけて、九州～近畿地方に被害をもたらした台風です。その中でも、特に山口県では、死者・行方不明者数が794名を数えるなど、突出して被害が大きかったことが知られています。今回は太平洋戦争の最中であった73年前の8月末、山口県に大きな被害をもたらした周防灘台風について、県庁の公文書からその被害と復興の様子を紹介します。

1 周防灘台風の進路と山口県域の通過

周防灘台風は、昭和17年（1942）8月21日6時頃、サイパン島東方約500kmの洋上に発生しました。26日正午には南大東島の北東約100kmの洋上を通過し、同日18時頃から更に北へ進路を変え、九州西岸に向かって北上しました。台風が九州に接近すると、九州・四国方面は26日夜半頃より暴風雨となりました。九州通過の際はさらに風雨が強まり、27日夕方、山口県に襲来しました。

土木部監理課作成「災害被害状況調」（「災害雑件」戦前戦後土木部496）には、下関測候所（現在の下関地方気象台）における27日の観測結果として、次のように記しています（原文縦書）。

（前略）十一時北東ノ風吹き初メ風速毎秒九米ナリシモ逐次速力ヲ加ヘ、十六時ニ至リ風速二〇米三トナリ風向ハ東北ニ変シ、十七時ニ至リ二六米五、十八時ニ至リ二七米五ニ上昇シ猛烈ナル暴風トナリ、更ニ二十時ニ於テハ實ニ三四米ニノ最高風速ヲ示シ降雨ヲ伴ヒタル颱風ハ猛然本県ヲ席卷シ、加フルニ風速ニ依ル大高潮襲来シ最大満潮面ヲ超過シテ陸地深く侵入氾濫シ、遂ニ未曾有ノ惨禍ヲ招来セルモノニシテ、殊ニ内海沿岸一帯ノ被害ハ最も激甚ナル惨状ヲ呈セシメタリ（以下略）

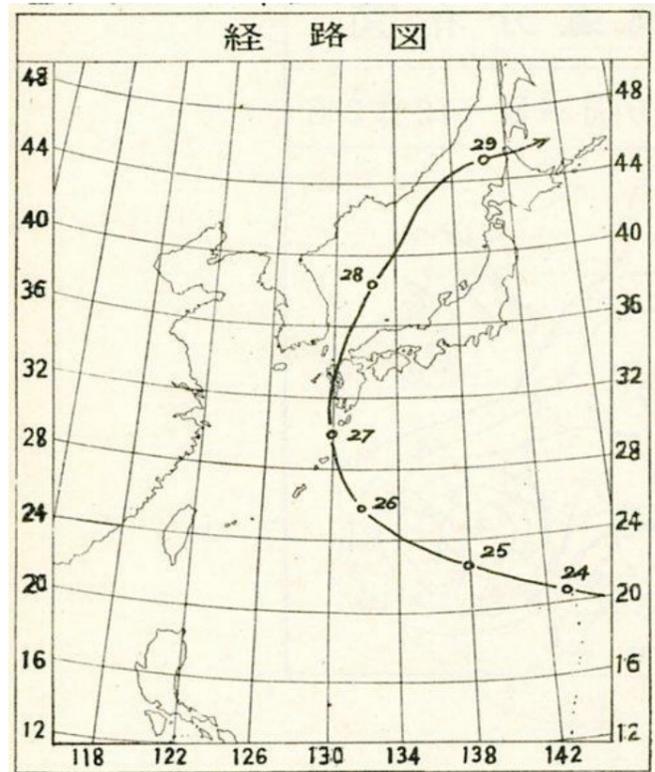
また、水産課作成の「颱風被害状況速報」（「風水害状況」戦前A土木追加55）では、

八月二十七日午後五時頃ヨリ北東ノ風強烈トナリ晴雨計七四二、五耗（筆者注:989hpa）、海上波浪高ク潮巻ヲ認ム 午後七時頃ニ至リ風波猛烈ヲ極メ刻々勢ヲ増シ、午後九時半乃至十時頃満潮ニ至リ随所ニ堤防護岸ヲ破壊シ海水ハ怒濤ノ如ク内海一帯ノ漁村ニ浸入セルモノノ如シ

と、同じく猛烈な高潮及び堤防決壊の状況を伝えています。

周防灘台風の被害をまとめた『秘密気象報告』第6巻（中央气象台編、昭和19年）によると、この台風は、27日夜22時頃に34.2mの風速を記録、22時44分に最低気圧725.1mmhg(966hpa)を記録しています。昭和17年8月27日は旧暦7月16日であり、22時はその日の満潮時にあたりました。つまり、台風通過時が不運にも大潮の満潮時と重なり、強風により高潮が発生、宇部市・小野田市などの堤防がことごとく決壊し、被害が拡大したのです。

また、山口市内の野田高等女学校の寄宿舎が倒壊し、入寮生徒が下敷きになり2名が死亡するという被害もでました。県内では、日付が変わる頃には風は弱まりました。台風は玄界灘をぬけた後、更に北東に進路を変えて日本海を通り、29日正午頃日本海北部にて消滅しました。



周防灘台風の経路
（『山口県災異誌』山口県編、昭和28年）

2 気象管制による影響

周防灘台風襲来時は太平洋戦争中であり、気象管制が敷かれていました。気象管制とは、昭和16年(1941)12月8日の太平洋戦争開始時に施行された気象報道規制で、観測情報や天気予報などの報道は制限されました。暴風警報の発表は特令により実施されることとなりましたが、発表手段の決定は中央气象台・陸軍省・海軍省の三者協議が必要となり、その内容も「〇〇地方〇〇日〇〇時〇〇頃より暴風雨になる、警戒を要す」という形式に限られ、台風の位置や示度(気圧)、進行方向、速度については発表しないこととされました。

先述の『秘密気象報告』第6巻では、この台風が襲来した際の警報発表・伝達経緯が検証されており、結論として、中央气象台から出される特令暴風警報が遅すぎたこと、暴風による通信途絶があったこと、地方の測候所が独自に出せる地方暴風警報と特令暴風警報の情報が異なり混乱を招いたことに加え、「山口縣の如く測候所所在地と縣廳庁所在地の異なるところは警報傳達に幾分連絡の缺けたる點があつた」と指摘しています。

一方、全国の家で約半分程度まで普及していたラジオによる警報は26日夜から放送されましたが、27日17時のニュースの文言は「今夜より明朝にかけては四国、中国、近畿及其近海、明日は東海道方面に何れも暴風雨となる警戒を要す、特に中国西部、北九州嚴重に警戒を要す、出水及び崖崩れ及其他の災害に対して万全の注意を要す」というもので、高潮や津波という言葉はありませんでした。

3 被災状況の把握と復旧・復興への取り組み

台風通過直後の8月28日、県庁内に災害対策連絡部が設置されました(後に災害対策本部へと整備)。災害対策本部には各地から続々と状況が伝えられ、深刻な被害が明らかになっていきました。

8月31日、佐々木芳遠知事は県民に対しラジオを通じて状況を説明し、民心の動揺を防ぐとともに、防長伝統の「百万一心」の精神で試練を克服するよう呼びかけました。ついで9月2日、知事は地方事務所長・市長を集めて臨時の会議を開催して被災者への対応について協議し、9月8日には告諭を発表し、県民の一致協力を呼びかけました。

以上のように災害発生直後から迅速な対応がとられたものの、宇部市・小野田市など高潮被害を受けた地域の人々は、住宅が流されるなど苦しい状況に陥っていました。流失・倒壊・半壊・床上床下浸水の住宅は県下で5万6千戸を数え、17万2千人が学校や寺院などの避難所に収容されました。県は市町村と協議し、10月末までに2千6百戸の仮設住宅を建設して被災者の入居をすすめました。

また、約20万人分の衣類が流されたため、県は県内から衣類15万点余の寄附を集め被災者に配りましたが、依然として不足していました。県は政府へ斡旋を依頼したところ、戦時下にもかかわらず、六大都市(東京市・大阪市・名古屋市・横浜市・京都市・神戸市)から12月末までに約47万点余の衣類が寄せられました。山陽小野田市には、各都市からの衣類寄附に対する感謝の意と高潮時の潮位を伝える石碑が今も聳え立っています(右写真参照)。

このほかにも、12月末までに全国からの義捐金が60万3千9百円余集まり、生活必需品である莫産・毛布・寝具・雨傘・石鹼・障子紙などを購入した上で被災者へ給付されました。

高潮により破損した堤防に対して実施された潮止め工事は、昭和18年(1943)1月16日の名田島村昭和開作潮止工事の竣工をもって全工事が竣工しました(但し、岩国市錦川などの土木工事を除く)。このように、昭和17年末から昭和18年初頃には、一部の土木工事を除き、概ね災害復旧工事は完了したようです。



風水害救援感謝碑(山陽小野田市)

なお、山陽小野田市の「風水害救援感謝碑」のほかにも、宇部市妻崎神社境内には「厚南大風水害受難追悼之碑」と当時の潮位を示す高潮記録碑が建てられています。このほか山口市秋穂、同市名田島や嘉川にも関係の石碑が建てられています。

展示資料

- 「風水害一件」戦前A土木追加58
- 「風水害状況」戦前A土木追加55
- 「災害一件」戦前A警察44

参考文献

中央气象台編『秘密気象報告』第6巻、昭和19年(国立国会図書館 近代デジタルライブラリー-<http://kindai.ndl.go.jp/>)